

平成27年度 教育委員会 第24回定例会 議案

1 日 時 平成28年 3月16日 (水) 午前10時00分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

- | | | |
|-----------|---|-----|
| 第46号議案 | 平成28年度組織改編等に係る関係規程の改正 | … 1 |
| 第47号議案 | 障害を理由とする差別の解消の推進に関する
静岡県教育委員会職員対応要領の制定 | …16 |
| 第48号議案 | 知事の権限に属する事務を補助執行することに関する協議 | …17 |
| 第49号議案 | 知事の権限に属する事務を補助執行することに関する協議 | …20 |
| 第50号議案 | 職務権限の特例に関する条例の一部改正に伴う
補助執行協議書の修正及び関係規則の廃止 | …22 |
| 第51号議案 | 教育職員の免許状の更新手続等に関する規則の
一部を改正する規則の制定 | …25 |
| 第52号議案 | 静岡県立学校管理規則の一部を改正する規則 | …41 |
| 第53号議案 | 静岡県における共生社会の構築を推進するための特別支援教育
の在り方について—「共生・共育」を目指して—の策定 | …44 |
| <非>第54号議案 | 平成27年度永年勤続者表彰被表彰者の決定 | …非 |
| <非>第55号議案 | 平成27年度末教職員人事異動 | …非 |
| <非>第56号議案 | 平成28年度教職員の再任用の決定 | …非 |
| <非>第57号議案 | 平成28年度静岡県教科用図書選定審議会委員の任命 | …非 |

(3) 報告事項

(4) 閉 会

静岡県教育委員会

第46号議案

平成28年度組織改編等に係る関係規程の改正

平成28年度組織改編等によって必要となる以下の規程の改正を行う。

- 1 静岡県教育委員会事務局内部組織規則
- 2 静岡県総合教育センターの組織及び運営に関する規則
- 3 静岡県教育委員会事務決裁規程
- 4 静岡県教育委員会文書管理規程

平成28年3月16日提出

静岡県教育委員会教育長

<第46号議案 概要>

平成28年度組織改編等に係る関係規程の改正

1 改正の理由

以下の規程について、平成28年度組織改編等によって必要となる改正を行う。

2 改正の内容

(1) 静岡県教育委員会事務局内部組織規則

- ア 健康安全及び学校体育に関する事務を所掌するために、本庁に健康体育課を設置した。
- イ スポーツに関する事務を知事部局へ移管し、及び健康体育課を設置することに伴い、スポーツ振興課を廃止した。
- ウ 幼児教育の推進に関する事務を所掌するために、義務教育課に幼児教育推進室を附置した。
- エ 生徒の指導に関する重要事項を処理するため、指導監を設置した。

(2) 静岡県総合教育センターの組織及び運営に関する規則

- ア 総務企画課情報管理班を廃止し、その分掌事務の一部を専門支援課、総合支援課及び教育政策課情報化推進室に移管した。
- イ 総合支援課の分掌事務のうち、幼稚園、保育所、小学校等の連携推進及び幼児教育関連の情報発信、調査及び研究に関する事務を義務教育課に移管した。
- ウ 総合支援課において、普通学級における特別支援教育に関する事務を分掌することとした。

(3) 静岡県教育委員会事務決裁規程

- ア 健康体育課及び幼児教育推進室の設置並びにスポーツ振興課の廃止に伴い、専決事項に関する規定の修正を行った。

(4) 静岡県教育委員会文書管理規程

ア 健康体育課及び幼児教育推進室の設置並びにスポーツ振興課の廃止に伴い、課名に関する文書記号に関する規定の修正を行った。

イ 行政不服審査法の改正により、不服申立ての手続が「審査請求」に一元化されたことに伴い、文言を削除した。

3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

静岡県教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則

静岡県教育委員会事務局内部組織規則（平成21年静岡県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 教育機関 法第30条の規定に基づき設けられた県立の学校、中央図書館、美術館、総合教育センター、青年の家、青少年の家、野外活動センター、少年自然の家、<u>高校生集団宿泊訓練施設、水泳場及び武道館</u>をいう。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(位置及び組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 本庁に次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の右欄に掲げる班を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課名</th> <th style="text-align: center;">班名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別支援教育課</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>社会教育課</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>文化財保護課</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>スポーツ振興課</td> <td style="text-align: center;"><u>生涯スポーツ班、競技スポーツ班</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 <u>教育総務課に健康安全教育室を附置する。</u></p>	課名	班名	(略)		特別支援教育課	(略)	社会教育課	(略)	文化財保護課	(略)	スポーツ振興課	<u>生涯スポーツ班、競技スポーツ班</u>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 教育機関 法第30条の規定に基づき設けられた県立の学校、中央図書館、美術館、総合教育センター、青年の家、青少年の家、野外活動センター、少年自然の家<u>及び高校生集団宿泊訓練施設</u>をいう。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(位置及び組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 本庁に次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の右欄に掲げる班を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課名</th> <th style="text-align: center;">班名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別支援教育課</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>健康体育課</td> <td style="text-align: center;"><u>健康安全班、学校体育班</u></td> </tr> <tr> <td>社会教育課</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>文化財保護課</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	課名	班名	(略)		特別支援教育課	(略)	健康体育課	<u>健康安全班、学校体育班</u>	社会教育課	(略)	文化財保護課	(略)
課名	班名																								
(略)																									
特別支援教育課	(略)																								
社会教育課	(略)																								
文化財保護課	(略)																								
スポーツ振興課	<u>生涯スポーツ班、競技スポーツ班</u>																								
課名	班名																								
(略)																									
特別支援教育課	(略)																								
健康体育課	<u>健康安全班、学校体育班</u>																								
社会教育課	(略)																								
文化財保護課	(略)																								

4 (略)

(所掌事務)

第4条 前条第2項に規定する課の所掌事務は、次のとおりとする。

教育総務課

(1)～(8) (略)

(9)～(20) (略)

(21) 財務の執行及び職員のサービスの監察に關すること。

(22) 内部通報制度に關すること。

(23) 監査委員との連絡に關すること。

(24) 事務局及び教育機関の危機管理に關すること。

(25) 学校安全、学校保健及び学校給食に關すること。

(26) 学校安全、学校保健及び学校給食に係る教職員の研修に關すること。

(27) 学校給食に關する施設及び設備に対する指導及び助成に關すること。

(28) (略)

教育政策課

(1)～(5) (略)

(6)～(9) (略)

財務課

(1)・(2) (略)

(3)～(5) (略)

(6) 市町立学校等の施設及び設備(教育総務課及び義務教育課の所掌に属するものを除く。)に対する指導及び助成に關すること。

3 (略)

4 義務教育課に幼児教育推進室を附置する。

(所掌事務)

第4条 前条第2項に規定する課の所掌事務は、次のとおりとする。

教育総務課

(1)～(8) (略)

(9) 財務の執行及び職員のサービスの監察に關すること。

(10) 内部通報制度に關すること。

(11)～(22) (略)

(23) (略)

教育政策課

(1)～(5) (略)

(6) 総合教育会議に係る調整及び対応に關すること。

(7)～(10) (略)

財務課

(1)・(2) (略)

(3) 監査委員との連絡に關すること。

(4)～(6) (略)

(7) 市町立学校等の施設及び設備(義務教育課及び健康体育課の所掌に属するものを除く。)に対する指導及び助成に關すること。

福利課

(略)

義務教育課

(1)・(2) (略)

(3) 県費負担教職員の研修(教育総務課及びスポーツ振興課の所掌に属するものを除く。)に関する事。

(4) (略)

(5) 小学校、中学校及び幼稚園の教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導(高校教育課の所掌に属するものを除く。)に関する事。

(6)~(9) (略)

(10) 小学校、中学校及び幼稚園の就学(高校教育課の所掌に属するものを除く。)に関する事。

(11)~(14) (略)

(15) 小学校、中学校及び幼稚園の特別支援教育(高校教育課の所掌に属するものを除く。)に関する事。

(16)~(20) (略)

高校教育課

(1)~(5) (略)

(6) 高等学校及び県立の中学校の教職員並びに県立の特別支援学校の事務職員等の研修(教育総務課及びスポーツ振興課の所掌に属するものを除く。)に関する事。

(7)~(22) (略)

特別支援教育課

福利課

(略)

義務教育課

(1)・(2) (略)

(3) 県費負担教職員の研修(教育総務課及び健康体育課の所掌に属するものを除く。)に関する事。

(4) (略)

(5) 小学校及び中学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導(高校教育課の所掌に属するものを除く。)に関する事。

(6)~(9) (略)

(10) 小学校及び中学校の就学(高校教育課の所掌に属するものを除く。)に関する事。

(11)~(14) (略)

(15) 小学校及び中学校の特別支援教育(高校教育課の所掌に属するものを除く。)に関する事。

(16)~(20) (略)

(21) 幼児期の教育の振興に関する施策の企画、立案及び調整に関する事。

(22) 幼稚園の教育職員の研修に関する事。

(23) 幼稚園の教育課程及び園児の指導に関する事。

(24) 幼稚園の運営に関する事。

(25) 幼稚園の特別支援教育に関する事。

高校教育課

(1)~(5) (略)

(6) 高等学校及び県立の中学校の教職員並びに県立の特別支援学校の事務職員等の研修(教育総務課及び健康体育課の所掌に属するものを除く。)に関する事。

(7)~(22) (略)

特別支援教育課

(1)～(5) (略)

(4) 特別支援学校の教職員（事務職員等を除く。）の研修（教育総務課及びスポーツ振興課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(5)～(17) (略)

社会教育課

(1)・(2) (略)

(3) 公民館、図書館等の社会教育施設（文化財保護課及びスポーツ振興課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(4)～(22) (略)

文化財保護課

(略)

スポーツ振興課

(1)～(5) (略)

(4) 特別支援学校の教職員（事務職員等を除く。）の研修（教育総務課及び健康体育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(5)～(17) (略)

健康体育課

(1) 事務局及び教育機関の危機管理に関すること。

(2) 学校安全、学校保健及び学校給食に関すること。

(3) 学校安全、学校保健及び学校給食に係る教職員の研修に関すること。

(4) 学校給食に関する施設及び設備に対する指導及び助成に関すること。

(5) 学校体育に関すること。

(6) 学校体育に係る教職員の研修に関すること。

(7) 学校体育に係る体力づくりの推進に関すること。

(8) 運動部活動の推進に関すること。

(9) 地域スポーツクラブの推進に関すること。

(10) スポーツ人材活用の推進に関すること。

(11) 平成30年度全国高等学校総合体育大会の開催に関すること。

(12) 学校体育関係団体に関すること。

社会教育課

(1)・(2) (略)

(3) 公民館、図書館等の社会教育施設（文化財保護課及び健康体育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(4)～(22) (略)

文化財保護課

(略)

- (1) 生涯スポーツに関すること。
- (2) 競技スポーツに関すること。
- (3) 学校体育に関すること。
- (4) 学校体育に係る教職員の研修に関すること。
- (5) スポーツ振興事業の国庫補助金に関すること。
- (6) 市町のスポーツ施設に対する支援に関すること。
- (7) 水泳場・武道館に関すること。
- (8) 静岡県スポーツ推進審議会に関すること。
- (9) 体力づくり運動の推進に関すること。
- (10) スポーツイベント開催に関すること。
- (11) 体育関係団体に関すること。

第16条 (略)

第17条 (略)

(職及び職務)

第29条 教育次長、教育監、理事、課長、事務統括監、人事監、室長、参事、課長補佐、班長、専門監、局付主幹、総括主幹、主席人事管理主事、主席管理主事、人事管理主事、主幹、管理主事、総務主査、経理主査、局付主査、主査、学校保健技師及び課付は、事務職員又は技術職員の中から命ずる。

2～4 (略)

(分掌事務)

第37条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、本庁の教育総務課及び義務教育課の所掌に属するものを除く。

総務課

(1)～(6) (略)

第16条 (略)

第16条の2 本庁の必要と認める課に指導監を置く。

2 指導監は、上司の命を受けて、指導に関する重要事項を処理する。

第17条 (略)

(職及び職務)

第29条 教育次長、教育監、理事、課長、事務統括監、人事監、室長、参事、指導監、課長補佐、班長、専門監、局付主幹、総括主幹、主席人事管理主事、主席管理主事、人事管理主事、主幹、管理主事、総務主査、経理主査、局付主査、主査、学校保健技師及び課付は、事務職員又は技術職員の中から命ずる。

2～4 (略)

(分掌事務)

第37条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、本庁の教育総務課及び義務教育課の所掌に属するものを除く。

総務課

(1)～(6) (略)

(7) 幼稚園、小学校及び中学校の補助金に関すること。

(8)～(12) (略)

地域支援課

(略)

(附属機関)

第72条 教育委員会の所管に属する附属機関の名称、担当事務及び主管課は、次のとおりである。

附属機関		
名称	担当事務	主管課
(略)		
静岡県文化財保護審議会	(略)	
静岡県スポーツ推進審議会	静岡県スポーツ推進審議会条例 (昭和37年静岡県条例第12号) 第2条の規定によるスポーツの推進に関する重要事項に関して調査審議し、及びこれらの事項に関して県教育委員会に対する建議に関する事務	スポーツ振興課

(7) 小学校及び中学校の補助金に関すること。

(8)～(12) (略)

地域支援課

(略)

(附属機関)

第72条 教育委員会の所管に属する附属機関の名称、担当事務及び主管課は、次のとおりである。

附属機関		
名称	担当事務	主管課
(略)		
静岡県文化財保護審議会	(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

静岡県総合教育センターの組織及び運営に関する規則をここに公布する。

平成28年 月 日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県総合教育センターの組織及び運営に関する規則

静岡県総合教育センターの組織及び運営に関する規則（平成26年静岡県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(内部組織)</p> <p>第2条 センターに次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の右欄に掲げる室及び班を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課 名</th> <th style="text-align: center;">室及び班名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">総務企画課</td> <td style="text-align: center;">総務班</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">企画班</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">情報管理班</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生涯学習推進室</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 前条に規定する課の分掌事務は次のとおりとする。ただし、静岡県教育委員会事務局内部組織規則（平成21年静岡県教育委員会規則第3号）第2条第2号に規定する本庁及び同条第3号に規定する教育事務所の所掌に属するものを除く。</p> <p>総務企画課</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 教育の情報化の推進に関すること。</p> <p>(12)～(17) (略)</p> <p>専門支援課</p> <p>(1) 教職員の経験段階に応じた資質能力の育成のための研究及び研修に関すること。</p> <p>(2)～(6) (略)</p>	課 名	室及び班名	総務企画課	総務班	企画班	情報管理班	生涯学習推進室	(略)		<p>(内部組織)</p> <p>第2条 センターに次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の右欄に掲げる室及び班を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課 名</th> <th style="text-align: center;">室及び班名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">総務企画課</td> <td style="text-align: center;">総務班</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">企画班</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生涯学習推進室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 前条に規定する課の分掌事務は次のとおりとする。ただし、静岡県教育委員会事務局内部組織規則（平成21年静岡県教育委員会規則第3号）第2条第2号に規定する本庁及び同条第3号に規定する教育事務所の所掌に属するものを除く。</p> <p>総務企画課</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11)～(16) (略)</p> <p>専門支援課</p> <p>(1) 教職員の経験段階及び職務段階に応じた資質能力の育成のための研究及び研修に関すること。</p> <p>(2)～(6) (略)</p>	課 名	室及び班名	総務企画課	総務班	企画班	生涯学習推進室	(略)
課 名	室及び班名																
総務企画課	総務班																
	企画班																
	情報管理班																
	生涯学習推進室																
(略)																	
課 名	室及び班名																
総務企画課	総務班																
	企画班																
	生涯学習推進室																
	(略)																

(7) 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校における特別支援教育の推進に関すること。

(8)・(9) (略)

総合支援課

(1) (略)

(2) 幼稚園の教育課程、学習指導、園児に関する指導及び進路指導の研究及び研修に関すること。

(3) (略)

(4) 幼稚園、保育所、小学校等の連携推進に関すること。

(5) 幼児教育関連の情報発信、調査及び研究に関すること。

(6)・(7) (略)

(8) (略)

(7) 特別支援学校における情報教育の調査及び研究に関すること。

(8) 小学校、中学校及び高等学校における特別支援教育の研究及び研修に関すること。

(9)・(10) (略)

総合支援課

(1) (略)

(2) (略)

(3) 小学校及び中学校における情報教育の調査及び研究に関すること。

(4) 小学校及び中学校における特別支援教育の推進に関すること。

(5)・(6) (略)

(7) 高等学校及び県立の中学校における情報教育の調査及び研究に関すること。

(8) 高等学校及び県立の中学校における特別支援教育の推進に関すること。

(9) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

静岡県教育委員会訓令甲第 号

本 庁
各 教育 事務所
埋蔵文化財センター
各 教育 機関
各 県 立 学 校

静岡県教育委員会事務決裁規程（昭和43年静岡県教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月29日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

別表第2（その1）教育総務課の項課長専決事項の欄中「10 監査に關すること。 11 監査委員事務局との調整 12 学校給食の開設、変更及び廃止の届出の受理」を削り、同項室長専決事項の欄中「1 学校保健、学校安全及び学校給食に關する簡易な研修会、研究会、講習会等の開催並びに指導及び助言」を削り、同項班長専決事項の欄中「4 監査に關する資料収集」を削り、教育政策課の項室長専決事項中「・統計」及び「2 統計書の編集及び配布」を削り、「3」を「2」に、「4」を「3」に、「5」を「4」に改め、同項班長専決事項の欄に次のように加える。

- 4 統計に關する簡易な研修会、講習会等の開催並びに指導及び助言
- 5 統計書の編集及び配布

別表第2（その1）財務課の項を次のように改める。

財務課		<ul style="list-style-type: none"> 1 予算及び決算に關すること。 2 監査に關すること。 3 監査委員事務局との調整 4 県議会提出議案に關すること。 5 教育財産の保持及び調査 		<ul style="list-style-type: none"> 1 予算及び決算に關する資料収集 2 経理事務に關する簡易な研究会、研修会等の開催並びに指導及び助言 3 監査に關する資料収集 4 施設に關する事 		
-----	--	--	--	--	--	--

		6 公立文 教施設の 調査及び 整備の指 導		務の軽易 な研究会 研修会等 の開催並 びに指導 及び助言	
--	--	------------------------------------	--	--	--

別表第2（その1）義務教育課の項室長専決事項の欄に次のように加える。

1 幼児期の教育に関する軽易な研修会等の開催並びに指導及び助言

別表第2（その1）義務教育課の項班長専決事項の欄中「幼稚園、」を削り、「、中学校」を「及び中学校」に改め、同項埋蔵文化財センター所長及び教育機関の長専決事項の欄中「総合教育センター所長 1 情報教育に関する児童及び生徒実習の実施 2 教科教育に関する児童及び生徒実習の実施」を削り、高校教育課の項班長専決事項の欄中「スポーツ振興課」を「健康体育課」に改め、特別支援教育課の項の次に次の1項を加える。

健康体育 課		1 学校保 健、学校 安全、学 校給食及 び学校体 育に關す る簡易な 研修会、 研究会、 講習会等 の開催並 びに指導 及び助言 2 学校 給食の開 設、変更 及び廃止 の届出の 受理		1 学校に おける校 外行事等 の実施届 の受理及 び承認 (登山計 画書に限 る。)	
-----------	--	---	--	---	--

別表第2（その1）スポーツ振興課の項を削る。

附 則

この訓令甲は、平成28年4月1日から施行する。

本 庁
各 教育 事務 所
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー
各 教 育 機 関
各 県 立 学 校

静岡県教育委員会文書管理規程（平成13年静岡県教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月29日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

改正前				改正後			
(教育総務課長に合議等すべき事案)				(教育総務課長に合議等すべき事案)			
第46条 次に掲げる事案は、教育総務課長に合議し、協議し、又は報告しなければならない。				第46条 次に掲げる事案は、教育総務課長に合議し、協議し、又は報告しなければならない。			
(1) (略)				(1) (略)			
(2) 審査請求、異議申立て及び訴訟に関するもの				(2) 審査請求及び訴訟に関するもの			
(3)～(6) (略)				(3)～(6) (略)			
別表第1 (略)				別表第1 (略)			
種別	番号	課名等	課名等の頭字	種別	番号	課名等	課名等の頭字
本庁	(略)			本庁	(略)		
	7	特別支援教育課	(略)		7	特別支援教育課	(略)
	8	(略)			8	健康体育課	教健
	9	文化財保護課	(略)		9	(略)	
	10	スポーツ振興課	教ス		10	文化財保護課	(略)
	11	健康安全教育室	教総健				
	12	(略)			11	(略)	
	13	人権教育推進室	(略)		12	人権教育推進室	(略)
			13	幼児教育推進	教義幼		

(略)	(略)
-----	-----

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、平成28年4月1日から施行する。

第 47 号議案

障害を理由とする差別の解消の推進に関する静岡県教育委員会職員対応要領
の制定

障害を理由とする差別の解消の推進に関する静岡県教育委員会職員対応要領を別
紙のとおり制定する。

平成 28 年 3 月 16 日提出

静岡県教育委員会教育長

静岡県教育委員会訓令乙第 号

本 庁
各 教 育 事 務 所
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー
各 教 育 機 関
各 県 立 学 校

障害を理由とする差別の解消の推進に関する静岡県教育委員会職員対応要領を次のように定める。

平成 年 月 日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

障害を理由とする差別の解消の推進に関する静岡県教育委員会職員対応要領（案）

（目的）

第 1 条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、法第 7 条に規定する事項に関し、静岡県教育委員会事務局及び教育機関に勤務する職員（非常勤職員、臨時職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

（不当な差別的取扱いの禁止）

第 2 条 職員は、法第 7 条第 1 項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。以下同じ。）を理由として、障害者（障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、教育長が別に定める「静岡県教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応マニュアル」に留意するものとする。

（合理的配慮の提供）

第 3 条 職員は、法第 7 条第 2 項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、教育長が別に定める「静岡県教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応マニュアル」に留意するものとする。

（管理者の責務）

第 4 条 職員のうち、別表に定める管理者（以下「管理者」という。）は、前 2 条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項に留意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないう注意し、また、障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう環境の整備を図らなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その管理する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、管理する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 管理者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(懲戒処分等)

第5条 職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、若しくは、過重な負担がないにも関わらず合理的配慮の不提供をした場合、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

(相談体制の整備)

第6条 教育総務課に、職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するための相談窓口を置く。

2 相談を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファクシミリ、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要とする多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

3 第1項の相談窓口へ寄せられた相談等は、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。

4 第1項の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

(研修・啓発)

第7条 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

2 新たに職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに管理者となった職員に対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ、研修を実施する。

3 前2項に関する詳細は、教育政策課及び関係課が協議し、定める。

4 職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者に適切に対応するために必要な「静岡県教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応マニュアル」等により、意識の啓発を図る。

附 則

この訓令乙は、平成28年4月1日から施行する。

別表

教育委員会事務局	教育次長、教育監、理事、課(室)長、事務統括監、人事監、指導監、課参事
教育事務所	所長、次長、総務課長、地域支援課長
埋蔵文化財センター	所長、次長
総合教育センター	所長、次長、参事
中央図書館	館長、副館長
焼津青少年の家	所長
観音山少年自然の家	所長
富士山麓山の村	所長
中学校	校長、教頭、事務長
高等学校	校長、副校長、教頭、事務長、やいづ船長
特別支援学校	校長、副校長、教頭、部主事、事務長

第 48 号議案

知事の権限に属する事務を補助執行することに係る協議

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき、知事の権限に属する事務のうち教育公務員特例法附則第 4 条及び第 5 条の規定による、市町が設置する幼保連携型認定こども園の教諭等に対する初任者研修及び 10 年経験者研修の実施に関する事務について、教育委員会事務局職員に補助執行させることの協議が知事からあったので、当該協議に関し同意する。

平成 28 年 3 月 16 日提出

静岡県教育委員会教育長

公立幼保連携型認定こども園の保育教諭に対する初任者研修 及び 10 年経験者研修の県教育委員会での補助執行について

1 概 要

- ・ 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う「教育公務員特例法」の改正により、これまで県教育委員会が実施していた公立幼稚園教諭の初任者研修及び 10 年経験者研修について、公立の幼保連携型認定こども園（政令市は除く）の保育教諭に対する初任者研修及び 10 年経験者研修については、知事が行うものとして位置付けられた。
- ・ しかしながら、知事部局で保育教諭に対する研修を実施することが難しいことから、補助執行により県教育委員会に研修実施を依頼する。

2 補助執行で行なう理由

- ・ これまで県教育委員会が実施してきた幼稚園教諭に対する研修のノウハウ等がなければ研修実施が難しい。
- ・ 県所管の公立幼保連携型認定こども園は現在 12 施設と少なく、研修対象となるのが少人数となるため、別で研修を実施するのは非効率である。

3 役割分担について

- ・ 幼保連携型認定こども園の保育教諭に対する研修に係る予算はこども未来課で確保。（教育委員会に再配当）
- ・ 研修に関係する実務については県教育委員会が行い、こども未来課は研修当日の運営や、運営協議会等の開催を支援する。

<参考：幼保連携型認定こども園の位置づけ>

項目	～H 2 6			H 2 7 以降		
施設の位置づけ	認可幼稚園と認可保育所により構成される施設			幼保連携型認定こども園という単一施設		
認可関係	幼稚園	公立	県(教育委員会)への届出	認定こども園 幼保連携型	公立	県(知事)への届出
		私立	県(知事)の認可		私立	県(知事)の認可
	保育所	公立	県(知事)への届出		私立	県(知事)の認可
		私立	県(知事)の認可			

- ・ 平成 26 年度までの幼保連携型認定こども園は、幼稚園と保育所の複合体であり、公立幼稚園に係る認可等の権限は教育委員会に属していた。
- ・ 子ども・子育て支援新制度施行に伴う認定こども園法の改正により、幼保連携型認定こども園は単一の施設として位置づけられ、認可等は知事の権限となった。
- ・ このことに伴い、これまで教育委員会の責務として規定されていた公立幼稚園の初任者研修のうち、公立幼保連携型認定こども園の初任者研修については、知事の責務として法改正された。

○地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第 180 条の 2 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地上公共団体の委員会、委員会の委員長、委員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。但し、政令で定める普通地上公共団体の委員会又は委員については、この限りではない。

○教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）

附則第 4 条 幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼稚園等」という。）の教諭等の任命権者については、当分の間、第 23 条第 1 項の規定は適用しない。この場合において、幼稚園等の共有等の任命権者（地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下、指定都市という。）以外の市町村の設置する幼稚園及び特別支援学校の幼稚部の教諭等については当該市町村を包括する都道府県教育委員会、当該市町村の設置するよう保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事）は、採用の日から起算して 1 年に満たない幼稚園等の教諭等（政令で指定するものを除く。）に対して、幼稚園等の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

附則第 5 条 指定都市以外の市町村の設置する幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭等に対する 10 年経験者研修は、当分の間、第 24 条第 1 項の規定に関わらず、幼稚園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の教育委員会が、幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事が実施しなければならない。

第 49 号議案

知事の権限に属する事務を補助執行することに係る協議

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき、知事の権限に属する事務のうち、「ふじのくにグローバル人材育成基金」の管理に関する事務について、事務局職員に補助執行させることの協議が知事からあったので、当該協議に関し同意する。

平成 28 年 3 月 16 日提出

静岡県教育委員会教育長

<第 49 号議案 概要>

知事の権限に属する事務の補助執行することに係る協議 (ふじのくにグローバル人材育成基金関係)

1 補助執行協議の理由

平成 28 年 4 月 1 日創設予定の「ふじのくにグローバル人材育成基金」に関する事務は、知事の権限である財産（基金）の管理に該当するが、以下の理由により、教育委員会が補助執行により実施することが妥当であるため、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき、補助執行協議を行う。

- ・基金の充当事業が教育委員会所管の事業のみであることから、行政能率向上及び行政の一体性確保が図れる。（補助執行の趣旨に合致）
- ・他の教育に係る財産の一部についても、補助執行により教委で執行している。

2 補助執行に関する協議内容

(1) 補助執行する事務

ふじのくにグローバル人材育成基金の管理に関する事務

(2) 具体的な事務の内容

財産管理者等が行う次の事務

- ・会計管理者への基金増減報告書の提出（財産規則第 7 条）
- ・基金の取得、管理及び処分に関する取扱いの基準、要綱等の制定、改廃及び経営管理部長への事前協議（財産規則第 23 条第 1 項第 3 号）
- ・基金について重要又は異例な取扱いをする場合の経営管理部長への事前協議（財産規則第 23 条第 1 項第 4 号）
- ・基金台帳の作成、補正等（財産規則第 122 条）
- ・基金受入調書及び基金払出調書の作成（財産規則第 124 条）
- ・経営管理部長への基金現在額報告書の提出（財産規則第 127 条の 2）

3 協議書の締結日

平成 28 年 4 月 1 日

第 50 号議案

職務権限の特例に関する条例の一部改正に伴う補助執行協議書の修正及び関係規則の廃止

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項に基づく職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例が、平成 28 年 4 月 1 日に施行されることとなることに伴い、以下の事項について修正、廃止する。

1 修正する補助執行協議書

静岡県ソフトボール場、静岡県クレール射撃場跡地、静岡県スポーツ研修センター跡地及び静岡県青少年会館の管理及び処分に関すること

2 廃止する教育委員会規則

- (1) 静岡県立水泳場及び静岡県富士水泳場の管理及び運営に関する規則
- (2) 静岡県武道館の管理及び運営に関する規則

平成 28 年 3 月 16 日

静岡県教育委員会教育長

<第 50 号議案 概要>

職務権限の特例に関する条例の一部改正に伴う補助執行協議書の
修正及び関係規則の廃止

1 修正及び廃止の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項に基づく職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例の施行により、学校体育を除くスポーツに関する事務について、文化・観光部に移管されるため。

2 修正の内容

(1) 修正する協議書

ソフトボール場、クレ－射撃場跡地、スポーツ研修センター跡地及び青少年会館の管理及び処分に関すること（平成 27 年 4 月 1 日付け）

(2) 修正する文言

協議書中の所管施設のうち、文化・観光部が所管することとなる施設名を削る。

【修正箇所】

修正前	修正後
静岡県知事は、静岡県教育委員会事務局職員をして静岡県ソフトボール場、静岡県クレ－射撃場跡地、静岡県スポーツ研修センター跡地及び静岡県青少年会館の管理及び処分に関する事務を補助執行させる。	静岡県知事は、静岡県教育委員会事務局職員をして静岡県青少年会館の管理及び処分に関する事務を補助執行させる。

(3) 修正年月日

平成 28 年 4 月 1 日

3 廃止の内容

(1) 廃止する規則

ア 静岡県立水泳場及び静岡県富士水泳場の管理及び運営に関する規則

イ 静岡県武道館の管理及び運営に関する規則

(2) 廃止年月日

平成 28 年 3 月 31 日

静岡県立水泳場及び静岡県富士水泳場の管理及び運営に関する規則及び静岡県武道館の管理及び運営に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成28年3月 日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県立水泳場及び静岡県富士水泳場の管理及び運営に関する規則及び静岡県武道館の管理及び運営に関する規則を廃止する規則

静岡県立水泳場及び静岡県富士水泳場の管理及び運営に関する規則（平成2年静岡県教育委員会規則第9号）及び静岡県武道館の管理及び運営に関する規則（平成14年静岡県教育委員会規則第18号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

第 51 号議案

教育職員の免許状の更新手続等に関する規則の一部を改正する規則の制定

教育職員の免許状の更新手続等に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成 28 年 3 月 16 日提出

静岡県教育委員会教育長

<第 51 号議案 概要>

教育職員の免許状の更新手続等に関する規則の一部を改正する規則の制定

1 改正の理由

免許状更新講習規則（平成 20 年文部科学省令第 10 号）の一部改正等に伴い、必要な改正を行う。

2 改正の内容

(1) 免許状更新講習において「選択必修領域」が導入されることに伴い、有効期間更新申請等に関する様式を改正する。（様式第 1 号、第 4 号、第 5 号関係）

ア 「修了又は履修した免許状更新講習」欄に、「選択必修領域」にかかる記載欄を追加する。

(2) 申請に関する関連規定について、現状の事務処理に合わせて必要事項を改正する。（第 2 条～第 7 条、様式第 1 号～第 7 号関係）

ア 有効期間更新申請書等に添付する書類について規定されている部分を改正する。

イ 様式の記載事項について改正する。

3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

選択必修領域の導入について

別添5

～平成28年4月から免許状更新講習の内容が変わります～

【目的】

受講者の希望やニーズに基づき、これまでの「必修領域」の内容を精選し、受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じて、適時に現代的な教育課題を学べるようにする。

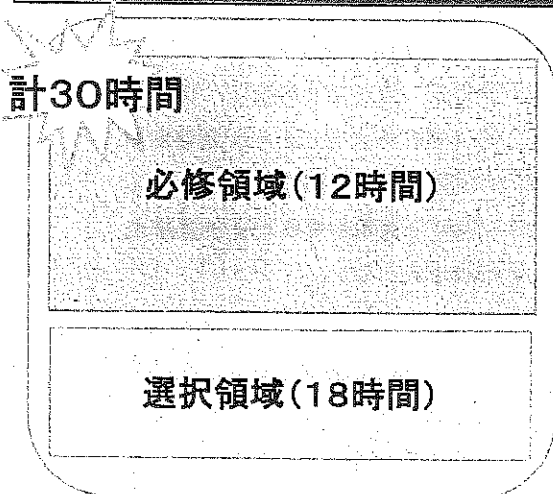
【内容】

- これまでの「必修領域」の内容及び時間数の見直し(12時間→6時間)
- 学校種・免許種等に応じた「選択必修領域」の導入(6時間)

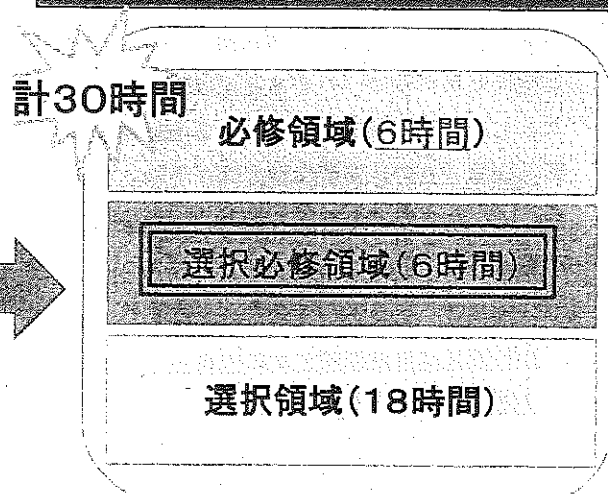
【施行日】

平成28年4月1日 ※経過措置あり

今までの免許状更新講習の内容



これからの免許状更新講習の内容



【必修領域】

- ① 学校を巡る近年の状況の変化
- ② 教員としての子ども観、教育観等についての省察
- ③ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見(特別支援教育に関するものを含む。)
- ④ 子どもの生活の変化を踏まえた課題
- ⑤ 学習指導要領の改訂の動向等
- ⑥ 法令改正及び国の審議会の状況等
- ⑦ 様々な問題に対する組織的対応の必要性
- ⑧ 学校における危機管理上の課題

【選択領域】

- 幼児、児童又は生徒に対する指導上の課題

【必修領域】

- ☆ 国の教育政策や世界の教育の動向
- ②～④は、これまで同様、必修領域に位置付け

【選択必修領域】

- ①及び⑤～⑧は、選択必修領域に位置付け
- ☆ 教育相談(いじめ及び不登校への対応を含む。)
- ☆ 進路指導及びキャリア教育
- ☆ 学校、家庭並びに地域の連携及び協働
- ☆ 道徳教育
- ☆ 英語教育
- ☆ 国際理解及び異文化理解教育
- ☆ 教育の情報化(情報通信技術を利用した指導及び情報教育(情報モラルを含む。))等

※この中から、学校種・免許種等に応じて選択(6時間)

【選択領域】

- 幼児、児童又は生徒に対する教科指導及び生徒指導上の課題

経過措置について

施行日(平成28年4月1日)より前に、改正前の必修領域(12時間)を履修し、その認定を受けた場合、新たに選択必修領域を履修する必要はありません。(改正後の必修領域及び選択必修領域について、履修認定を受けたとみなします) また、改正前の選択領域を履修し、その認定を受けた場合、改正後の選択領域について同時間の履修認定を受けたとみなします。

教育職員の免許状の更新手続等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第 号

教育職員の免許状の更新手続等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状の更新手続等に関する規則（平成21年静岡県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(有効期間の更新)</p> <p>第2条 法第9条の2第1項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新の申請をしようとする者は、様式第1号による有効期間更新申請書（免許状更新講習の修了によるもの）又は様式第2号による有効期間更新申請書（免許状更新講習受講の免除によるもの）に次に掲げる書類を添えて免許管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書又は有効期間更新証明書若しくは有効期間延長証明書</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(有効期間の延長)</p> <p>第3条 法第9条の2第5項の規定による普通</p>	<p>(有効期間更新申請)</p> <p>第2条 法第9条の2第1項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新の申請をしようとする者は、様式第1号による有効期間更新申請書（免許状更新講習の修了によるもの）又は様式第2号による有効期間更新申請書（免許状更新講習受講の免除によるもの）に次に掲げる書類を添えて免許管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>免許状を有することを証明する書類で、次のア及びイに掲げる区分に応じ、次のア及びイに定めるもの</u></p> <p>ア <u>有効期間更新申請又は次条に規定する有効期間延長申請（以下「有効期間更新申請等」という。）を初めて行う者</u> 免許状の写し又は授与権者が発行する免許状授与証明書（以下「授与証明書」という。）</p> <p>イ <u>二回目以後の有効期間更新申請等をする者</u> 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「省令」という。）第61条の10に規定する証明書又は授与証明書。ただし、省令第61条の10に規定する証明書に記載されていない免許状を有する者にあつては、これらの書類に加えて当該免許状の写し又は授与証明書</p> <p>(2) (略)</p> <p>(有効期間延長申請)</p> <p>第3条 法第9条の2第5項の規定による普通</p>

免許状又は特別免許状の有効期間の延長の申請をしようとする者は、様式第3号による有効期間延長申請書に免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書又は有効期間更新証明書（有効期間の延長を受けている者にあつては、有効期間延長証明書）を添えて免許管理者に提出しなければならない。

（更新講習修了の確認）

第4条 平成19年改正法附則第2条第2項の規定による更新講習修了確認の申請をしようとする者は、様式第4号による更新講習修了確認申請書に次に掲げる書類を添えて免許管理者に提出しなければならない。

- (1) 免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書又は更新講習修了確認証明書、更新講習免除証明書若しくは修了確認期限延期証明書

- (2) (略)

（更新講習修了後一定期間内にあることについての確認）

免許状又は特別免許状の有効期間の延長の申請をしようとする者は、様式第3号による有効期間延長申請書に前条第1項第1号に掲げる書類を添えて免許管理者に提出しなければならない。

（更新講習修了確認申請）

第4条 平成19年改正法附則第2条第2項の規定による更新講習修了確認の申請をしようとする者は、様式第4号による更新講習修了確認申請書に次に掲げる書類を添えて免許管理者に提出しなければならない。

- (1) 免許状を有することを証明する書類で、次のア及びイに掲げる区分に応じ、次のア及びイに定めるもの

ア 更新講習修了確認申請、次条に規定する更新講習修了後一定期間内にあることについての確認申請、第6条に規定する修了確認期限延期申請又は第7条に規定する免許状更新講習免除申請（以下「更新講習修了確認申請等」という。）を初めて行う者 免許状の写し又は授与証明書

イ 二回目以後の更新講習修了確認申請等をする者 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号。以下「平成20年改正省令」という。）附則第15条に規定する証明書又は授与証明書。ただし、平成20年改正省令附則第15条に規定する証明書に記載されていない免許状を有する者にあつては、これらの書類に加えて当該免許状の写し又は授与証明書

- (2) (略)

（更新講習修了後一定期間内にあることについての確認申請）

第5条 平成19年改正法附則第2条第3項第3号の規定による免許状更新講習の課程を修了した後一定期間内にあることについての確認の申請をしようとする者は、様式第5号による平成19年改正法附則第2条第3項第3号の確認申請書に次に掲げる書類を添えて免許管理者に提出しなければならない。

(1) 免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書又は更新講習修了確認証明書、更新講習免除証明書若しくは修了確認期限延期証明書

(2) (略)

(修了確認期限の延期)

第6条 平成19年改正法附則第2条第4項の規定による修了確認期限の延期の申請をしようとする者は、様式第6号による修了確認期限延期申請書に免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書又は更新講習修了確認証明書、更新講習免除証明書若しくは修了確認期限延期証明書を添えて免許管理者に提出しなければならない。

(更新講習受講免除の認定)

第7条 平成19年改正法附則第2条第5項の規定による免許状更新講習を受ける必要がないことについての認定の申請をしようとする者は、様式第7号による免許状更新講習免除申請書に免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書又は更新講習修了確認証明書を添えて免許管理者に提出しなければならない。

(更新講習受講免除対象者)

第8条 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「省令」という。）第61条の4第2号及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号。以下「平成20年改正省令」という。）附則第10条第1項第2号の免許管理者の定める

第5条 平成19年改正法附則第2条第3項第3号の規定による免許状更新講習の課程を修了した後一定期間内にあることについての確認の申請をしようとする者は、様式第5号による平成19年改正法附則第2条第3項第3号の確認申請書に次に掲げる書類を添えて免許管理者に提出しなければならない。

(1) 前条第1項第1号に掲げる書類

(2) (略)

(修了確認期限延期申請)

第6条 平成19年改正法附則第2条第4項の規定による修了確認期限の延期の申請をしようとする者は、様式第6号による修了確認期限延期申請書に第4条第1項第1号に掲げる書類を添えて免許管理者に提出しなければならない。

(免許状更新講習免除申請)

第7条 平成19年改正法附則第2条第5項の規定による免許状更新講習を受ける必要がないことについての認定の申請をしようとする者は、様式第7号による免許状更新講習免除申請書に第4条第1項第1号に掲げる書類を添えて免許管理者に提出しなければならない。

(更新講習受講免除対象者)

第8条 省令第61条の4第2号及び平成20年改正省令附則第10条第1項第2号の免許管理者の定める者は、県又は県内の市町が設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下「県内の学校」という。）の教育職員として任命され、又

者は、県又は県内の市町が設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下「県内の学校」という。）の教職員として任命され、又は雇用されたことのある者で、引き続き県教育委員会又は県内の市町教育委員会の職員として在職しているものとする。

第9条 省令第61条の4第4号及び平成20年改正省令附則第10条第1項第4号の免許管理者の定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 県内の学校の教職員として任命され、又は雇用されたことのある者で、引き続き県、県内の市町、県内の国の機関、県内の国立大学法人、静岡県公立大学法人その他の教育関係機関の職員として在職している者

(2) (略)

(旧免許状所持現職教員に準ずる者)

第11条 平成20年改正省令附則第3条第2号の免許管理者が定める者は、県内の学校の教職員として任命され、又は雇用されたことのある者で、引き続き県教育委員会又は県内の市町教育委員会の職員として在職しているものとする。

第12条 平成20年改正省令附則第3条第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 県内の学校の教職員として任命され、又は雇用されたことのある者で、引き続き県、県内の市町、県内の国の機関、県内の国立大学法人、静岡県公立大学法人その他の教育関係機関の職員として在職している者

(2) (略)

(更新講習を受講することができる者)

第13条 免許状更新講習規則（平成20年文部科

は雇用されたことのある者で、引き続き県教育委員会又は県内の市町教育委員会の職員として在職しているものとする。

第9条 省令第61条の4第4号及び平成20年改正省令附則第10条第1項第4号の免許管理者の定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 県内の学校の教育職員として任命され、又は雇用されたことのある者で、引き続き県、県内の市町、県内の国の機関、県内の国立大学法人、静岡県公立大学法人その他の教育関係機関の職員として在職している者

(2) (略)

(旧免許状所持現職教員に準ずる者)

第11条 平成20年改正省令附則第3条第2号の免許管理者が定める者は、県内の学校の教育職員として任命され、又は雇用されたことのある者で、引き続き県教育委員会又は県内の市町教育委員会の職員として在職しているものとする。

第12条 平成20年改正省令附則第3条第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 県内の学校の教育職員として任命され、又は雇用されたことのある者で、引き続き県、県内の市町、県内の国の機関、県内の国立大学法人、静岡県公立大学法人その他の教育関係機関の職員として在職している者

(2) (略)

(更新講習を受講することができる者)

第13条 免許状更新講習規則（平成20年文部科

学省令第10号) 第9条第1項第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 県内の学校の教職員として任命され、又は雇用されたことのある者で、引き続き県、県内の市町、県内の国の機関、県内の国立大学法人、静岡県公立大学法人その他の教育関係機関の職員として在職している者であって、更新講習を受けることができるものと免許管理者が認めるもの

(2) (略)

学省令第10号) 第9条第1項第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 県内の学校の教育職員として任命され、又は雇用されたことのある者で、引き続き県、県内の市町、県内の国の機関、県内の国立大学法人、静岡県公立大学法人その他の教育関係機関の職員として在職している者であって、更新講習を受けることができるものと免許管理者が認めるもの

(2) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号から様式第7号までを次のように改める。

静岡県収入証紙貼付欄
 (必要な手数料分の収入証紙を貼付すること。)

有効期間更新申請書（免許状更新講習の修了によるもの）

静岡県教育委員会 様

年 月 日

ふりがな		現住所	
氏名 ㊟		自宅又は携帯電話番号	
生年月日	昭和・平成 年 月 日	本籍地（都道府県名）	
勤務（予定）校・機関		職名	職員番号
電話番号			

- (注) 1 公立学校（幼稚園を除く）勤務者は、職員番号を記載してください。
 2 勤務（予定）校・機関及び職名の欄は、記載することができない場合は記載不要です。

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、有効期間の更新を申請します。

有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

- (注) 1 授与年月日が古いものから順にすべて記載してください。
 2 有する免許状が上記以外にある場合にあっては、残余の免許状について、この用紙の裏面に記載してください。
 3 記載内容に誤りや不足があった場合は、更新されないことがあります。

修了又は履修した免許状更新講習

事項	開設者（大学名等）	修了（履修）年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	教・養・栄
選択領域		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄

- (注) 1 開設者が発行する「免許状更新講習修了証明書」又は「履修証明書」を添付してください。
 なお、開設者が修了証明書等を免許管理者に送付する場合は、不要です。
 2 対象免許種の欄には、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教諭）に対応する講習にあっては「教」に、養護教諭免許状に対応する講習にあっては「養」に、栄養教諭免許状に対応する講習にあっては「栄」にそれぞれ○印を記載してください。（修了証明書等に記載のある全ての種別を記載する。）

(免許管理者記載欄)

受付番号	発行年月日	証明書番号
	年 月 日	

静岡県収入証紙貼付欄
(必要な手数料分の収入証紙を貼付すること。)

有効期間更新申請書 (免許状更新講習受講免除によるもの)

静岡県教育委員会 様

年 月 日

ふりがな		現住所	
氏名 ㊟		自宅又は携帯電話番号	
生年月日	昭和・平成 年 月 日	本籍地 (都道府県名)	
勤務(予定)校・機関		職名	職員番号
電話番号			

- (注) 1 公立学校 (幼稚園を除く) 勤務者は、職員番号を記載してください。
 2 勤務 (予定) 校・機関及び職名の欄は、記載することができない場合は記載不要です。

私は、下記2に掲げる免許状を有しており、下記1のとおり教育職員免許法施行規則61条の4に規定する者に該当するため、免許状更新講習の受講を免除の上で有効期間の更新を受けることを申請します。

1 免除事由

- 校長、副校長、教頭、主幹教諭又は指導教諭の職にあること (職名: _____)
- 指導主事、社会教育主事等の職にあること (職名: _____)
- 免許状更新講習の講師を勤めたこと
- 県知事部局等への出向者、学校法人の理事等 (職名: _____)
- 免許管理者が指定する表彰の受賞 (受賞時期: _____ 年 _____ 月 _____ 日)
 (表彰名: _____) (表彰主催者: _____)
- その他 (_____)

(注) 該当する事由にチェックを入れ、必要事項を記載してください。

2 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

- (注) 1 授与年月日が古いものから順にすべて記載してください。
 2 有する免許状が上記以外にある場合にあっては、残余の免許状について、この用紙の裏面に記載してください。
 3 記載内容に誤りや不足があった場合は、更新されないことがあります。

(証明者記載欄) ※ 上記1の免除事由に該当することの証明のため御記載ください。

上記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の4に規定する者に該当する。

(証明者職・氏名)

㊟

(免許管理者記載欄)

受付番号	発行年月日	証明書番号
	年 月 日	

静岡県収入証紙貼付欄
(必要な手数料分の収入証紙を貼付すること。)

有効期間延長申請書

静岡県教育委員会 様

年 月 日

ふりがな		現住所	
氏名 (印)		自宅又は携帯電話番号	
生年月日	昭和・平成 年 月 日	本籍地 (都道府県名)	
勤務(予定)校・機関		職名	職員番号
電話番号			

- (注) 1 公立学校(幼稚園を除く)勤務者は、職員番号を記載してください。
2 勤務(予定)校・機関及び職名の欄は、記載することができない場合は記載不要です。

私は、下記1のとおり教育職員免許法第9条の2第5項及び教育職員免許法施行規則第61条の5に規定する事由に該当するため、下記2の免許状の有効期間について 年 月 日まで延長を受けることを申請します。

1 延長事由

- 心身の故障による休職 刑事事件に起訴されたことによる休職 病気休暇
産前及び産後の休業 育児休業 介護休業
在外教育施設等に勤務(機関名: _____)
専修免許状取得のため大学院等に在学
その他(_____)

(上記延長事由に係る期間: 年 月 日から 年 月 日まで)

(注) 該当する事由にチェックを入れ、必要事項を記載してください。

2 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

- (注) 1 授与年月日が古いものから順にすべて記載してください。
2 有する免許状が上記以外にある場合にあっては、残余の免許状について、この用紙の裏面に記載してください。
3 記載内容に誤りや不足があった場合は、更新されないことがあります。

3 延長前の有効期間 年 月 日

〔証明者記載欄〕 ※ 上記1の延長事由に該当することの証明のため御記載ください。

上記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の5に規定する事由に該当することを証明する。

(証明者職・氏名)



(免許管理者記載欄)

受付番号	発行年月日	証明書番号
	年 月 日	

静岡県収入証紙貼付欄
(必要な手数料分の収入証紙を貼付すること。)

更新講習修了確認申請書

静岡県教育委員会 様

年 月 日

ふりがな		現住所	
氏名		自宅又は携帯電話番号	
生年月日	昭和・平成 年 月 日	本籍地(都道府県名)	
勤務(予定)校・機関		職名	職員番号
電話番号			

- (注) 1 公立学校(幼稚園を除く)勤務者は、職員番号を記載してください。
2 勤務(予定)校・機関及び職名の欄は、記載することができない場合は記載不要です。

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、更新講習修了確認を受けることを申請します。

有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

- (注) 1 授与年月日が古いものから順にすべて記載してください。
2 有する免許状が上記以外にある場合にあつては、残余の免許状について、この用紙の裏面に記載してください。
3 記載内容に誤りや不足があつた場合は、更新されないことがあります。

修了又は履修した免許状更新講習

事項	開設者(大学名等)	修了(履修)年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	教・養・栄
選択領域		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄

- (注) 1 開設者が発行する「免許状更新講習修了証明書」又は「履修証明書」を添付してください。
なお、開設者が修了証明書等を免許管理者に送付する場合は、不要です。
2 対象免許種の欄には、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教諭)に対応する講習にあつては「教」に、養護教諭免許状に対応する講習にあつては「養」に、栄養教諭免許状に対応する講習にあつては「栄」にそれぞれ○印を記載してください。(修了証明書等に記載のある全ての種別を記載する。)

(免許管理者記載欄)

受付番号	発行年月日	証明書番号
	年 月 日	

静岡県収入証紙貼付欄
(必要な手数料分の収入証紙を貼付すること。)

平成19年改正法附則第2条第3項第3号の確認申請書

静岡県教育委員会 様

年 月 日

ふりがな		現住所	
氏名	印	自宅又は携帯電話番号	
生年月日	昭和・平成 年 月 日	本籍地（都道府県名）	
勤務(予定)校・機関		職名	職員番号
電話番号			

- (注) 1 公立学校（幼稚園を除く）勤務者は、職員番号を記載してください。
2 勤務（予定）校・機関及び職名の欄は、記載することができない場合は記載不要です。

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律第2条第3項第3号に規定する確認を受けることを申請します。

有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

- (注) 1 授与年月日が古いものから順にすべて記載してください。
2 有する免許状が上記以外にある場合にあっては、残余の免許状について、この用紙の裏面に記載してください。
3 記載内容に誤りや不足があった場合は、更新されないことがあります。

修了又は履修した免許状更新講習

事項	開設者（大学名等）	修了（履修）年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	教・養・栄
選択領域		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄

- (注) 1 開設者が発行する「免許状更新講習修了証明書」又は「履修証明書」を添付してください。
なお、開設者が修了証明書等を免許管理者に送付する場合は、不要です。
2 対象免許種の欄には、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教諭）に対応する講習にあっては「教」に、養護教諭免許状に対応する講習にあっては「養」に、栄養教諭免許状に対応する講習にあっては「栄」にそれぞれ○印を記載してください。（修了証明書等に記載のある全ての種別を記載する。）

(免許管理者記載欄)

受付番号	発行年月日	証明書番号
	年 月 日	

静岡県収入証紙貼付欄
(必要な手数料分の収入証紙を貼付すること。)

修了確認期限延期申請書

静岡県教育委員会 様

年 月 日

ふりがな		現住所	
氏名 ㊟		自宅又は携帯電話番号	
生年月日	昭和・平成 年 月 日	本籍地(都道府県名)	
勤務(予定)校・機関		職名	職員番号
電話番号			

- (注) 1 公立学校(幼稚園を除く)勤務者は、職員番号を記載してください。
 2 勤務(予定)校・機関及び職名の欄は、記載することができない場合は記載不要です。

私は、下記2の免許状を有しており、下記1のとおり、教育職員免許法施行規則附則第7条に規定する事由に該当するため、 年 月 日まで修了確認期限の延期を受けることを申請します。

1 延期事由

- 心身の故障による休職 刑事事件に起訴されたことによる休職 病気休暇
産前及び産後の休業 育児休業 介護休業
在外教育施設等に勤務(機関名: _____)
専修免許状取得のため大学院等に在学
その他(_____)

(上記延期事由に係る期間: 年 月 日から 年 月 日まで)

取得から10年未満の免許状を有している

(注) 該当する事由にチェックを入れ、必要事項を記載してください。

2 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

- (注) 1 授与年月日が古いものから順にすべて記載してください。
 2 有する免許状が上記以外にある場合にあっては、残余の免許状について、この用紙の裏面に記載してください。
 3 記載内容に誤りや不足があった場合は、更新されないことがあります。

3 延期前の修了確認期限: 年 月 日

〔証明者記載欄〕※ 上記1の延期事由に該当することの証明のため御記載ください。

上記の者は、教育職員免許法施行規則附則第7条に規定する事由に該当することを証明する。

(証明者職・氏名)



(免許管理者記載欄)

受付番号	発行年月日	証明書番号
	年 月 日	

静岡県収入証紙貼付欄
 (必要な手数料分の収入証紙を貼付すること。)

免許状更新講習免除申請書

静岡県教育委員会 様

年 月 日

ふりがな		現住所	
氏名 印		自宅又は携帯電話番号	
生年月日	昭和・平成 年 月 日	本籍地（都道府県名）	
勤務(予定)校・機関		職名	職員番号
電話番号			

- (注) 1 公立学校（幼稚園を除く）勤務者は、職員番号を記載してください。
 2 勤務（予定）校・機関及び職名の欄は、記載することができない場合は記載不要です。

私は、下記2の免許状を有しており、下記1のとおり教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第10条第1項に規定する者に該当するため、免許状更新講習の受講の免除を受けることを申請します。

1. 免除事由

- 校長、副校長、教頭、主幹教諭又は指導教諭の職にあること（職名： _____）
- 指導主事、社会教育主事等の職にあること（職名： _____）
- 免許状更新講習の講師を勤めたこと
- 県知事部局等への出向者、学校法人の理事等（職名： _____）
- 免許管理者が指定する表彰の受賞（受賞時期： _____ 年 _____ 月 _____ 日）
 （表彰名： _____）（表彰主催者： _____）
- その他（ _____ ）

(注) 該当する事由にチェックを入れ、必要事項を記載してください。

2. 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

- (注) 1 授与年月日が古いものから順にすべて記載してください。
 2 有する免許状が上記以外にある場合にあっては、残余の免許状について、この用紙の裏面に記載してください。
 3 記載内容に誤りや不足があった場合は、更新されないことがあります。

〔証明者記載欄〕 ※ 上記1の免除事由に該当することの証明のため御記載ください。

上記の者は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第10条第1項に規定する者に該当する。

(証明者職・氏名)



(免許管理者記載欄)		
受付番号	発行年月日	証明書番号
	年 月 日	

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行の際現に改正前の教育職員の免許状の更新手続等に関する規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

第 52 号議案

静岡県立学校管理規則の一部を改正する規則

静岡県立学校管理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成 28 年 3 月 16 日提出

静岡県教育委員会教育長

<第 52 号議案 概要>

静岡県立学校管理規則の一部を改正する規則について

1 改正の理由及び概要

地方公務員法の改正に伴い、県立学校の主任実習助手及び主任寄宿舎指導員の職務を明確にすることとしたため、所要の改正を行う。(第 31 条の 2、第 31 条の 3 関係)

2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

静岡県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第1号

静岡県教育委員会静岡県立学校管理規則の一部を改正する規則

静岡県立学校管理規則（昭和32年静岡県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(舎監) 第31条 (略)</p> <p>(防火管理者) 第32条 (略)</p>	<p>(舎監) 第31条 (略) <u>(主任実習助手)</u> 第31条の2 <u>学校に主任実習助手を置くことができる。</u> 2 <u>主任実習助手は実習助手をもって充てる。</u> 3 <u>主任実習助手は、実験又は実習について、高度な知識及び経験に基づき、教諭の職務を助ける。</u> <u>(主任寄宿舍指導員)</u> 第31条の3 <u>特別支援学校に主任寄宿舍指導員を置くことができる。</u> 2 <u>主任寄宿舍指導員は寄宿舍指導員をもって充てる。</u> 3 <u>主任寄宿舍指導員は、寄宿舍指導員の指導的な立場として寄宿舍運営に関わり、寄宿舍における幼児、児童又は生徒の日常生活の世話及び生活指導に従事する。</u> <p>(防火管理者) 第32条 (略)</p></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

第 53 号議案

静岡県における共生社会の構築を推進するための特別支援教育の
在り方について―「共生・共育」を目指して―の策定

静岡県における共生社会の構築を推進するための特別支援教育の在り方について
―「共生・共育」を目指して―を別添のとおり策定する。

平成 28 年 3 月 16 日提出

静岡県教育委員会教育長

平成28年3月16日

『静岡県における共生社会の構築を推進するための特別支援教育の在り方について
—「共生・共育」を目指して—』の策定について

1 概要

平成17年3月に「静岡県における特別支援教育の在り方に関する検討委員会」が報告した『静岡県における今後の特別支援教育の在り方について—共生・共育を目指して—』を基に推進してきた10年間の特別支援教育の取組について評価し、共生・共育を目指す6つの視点に沿って課題を整理し、県教育委員会として今後10年間を見据えた「静岡県の特別支援教育の在り方」を示す。

2 成果物

A 4判用紙40ページ程度の冊子

3 配布先（予定）

静岡県内の公私立の幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校、各市町教育委員会・保健福祉所管課、関係教育機関、関係各課等各2冊

4 項立て

はじめに

第1章 静岡県における特別支援教育の現状

- 1 静岡県における特別支援教育の進展
- 2 特別支援教育の現状

第2章 特別支援教育の基本的な考え方

- 1 「特別支援教育」とは
- 2 静岡県が目指す「特別支援教育」

第3章 個々の幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた教育支援

第1節 各学校段階における特別支援教育

- 1 幼稚園・保育所・認定こども園等における特別支援教育
- 2 小学校・中学校における特別支援教育
- 3 高等学校における特別支援教育
- 4 特別支援学校における特別支援教育

第2節 地域において障害のある子どもを総合的に支援する体制

- 1 地域の支援の在り方
- 2 地域の支援システムの構築

5 今後の予定

3月末までに印刷・製本

4月から冊子配布、方針説明